

消防法令違反の建物を ホームページに公表します

■建物を利用される皆様の安全・安心のため…

平成31年4月1日から 違反対象物公表制度が開始されます。

違反対象物公表制度とは

建物を利用する方が、自ら利用する建物の危険性に関する情報を入手し、利用について判断ができるよう消防法令違反情報を公表する制度です。



違反を公表する旨を関係者に通知

ホームページで公表



消防本部のホームページで公表

■公表の対象となる建物は

ホテル、飲食店、店舗などの不特定多数の方が利用する建物や病院、社会福祉施設などの一人で避難することが難しい方が利用する建物

■公表の対象となる違反項目は

消防用設備等の未設置

- ① 屋内消火栓設備
- ② スプリンクラー設備
- ③ 自動火災報知設備



■公表する内容は

- ①建物の名称
- ②所在地
- ③違反の内容

■問い合わせ先

高萩市消防本部 予防課 22-2919